

# 令和5年第9回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年9月27日(水) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長  委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員  推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 堀之内 済 委員 宮島 一人 委員 村瀬 勝美 委員
欠席委員	内藤 勝司 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 青山 侑嗣 書記 津田 卓也

<p>付 議 事 項</p>	<p>議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号 その他</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日進市農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）について 日進市農用地利用集積計画について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 認定電気通信事業の行う中継施設等の設置に係る事業計画書 について 農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による届出の取下げについ て 公共転用届について</p>
--------------------	--	---

開会	(15:00) 事務局長	<p>本日は11名の委員さん、5名の推進委員さんにご出席いただきました。定足数に達しておりますので、只今より令和5年第9回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>なお、推進委員の皆様におかれましては、すべての案件について質疑などご発言をしていただくことはできますが、議決権は有しておりませんので、採決の際の挙手は求めませんが、意見をお伺いする場面がありますので、ご対応よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いいたします。</p>
	議長	<p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、6番の曾根大祐委員と7番の武田住男委員の両名ですのでお願いいたします。</p>
	事務局 議長	<p>本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議に傍聴の申し出はございませんでした。</p>
	事務局	<p>それでは、議案に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>推進委員の参加は初めてですので、用語の解説もしながら進めさせていただきます。農地法では、優良な農地を確保する為に、農地の「売買・貸借・転用」には制限があり、議案にあります「農地法第3条の許可」についてですが、これは農地を農地として利用するために、売買・貸借等による権利を移転したり設定したりする際には農業委員会の許可を必要としているものになります。</p> <p>では、番号10番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>なお、議案番号につきましては、1月の第1回の総会議案からの連番となっております。</p> <p>場所につきましては1ページ下段の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は香久山南の交差点から南東に約225mに位置する農地と香久山南の交差点から南西に約180mに位置する農地で、登記地目、現況地目は畑で面積は2筆合計で762㎡です。</p>

	<p>申請者は岩崎町南高上にお住まいで、年齢は21歳です。</p> <p>土地所有者は、申請者の祖父と叔母であり、高齢となり経営を移譲するため、申請者が贈与を受け、父と共に営農を引き続き継続していくものです。</p> <p>申請者は現在、年間200日農作業に従事しており、農作業歴は3年です。</p> <p>また、世帯員の従事状況は、申請者の父が150日、祖父が200日です。</p> <p>農業用機械の耕うん機を1台所有しています。</p> <p>申請地では引き続き野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当するかどうかについて詳しく説明いたします。</p> <p>第1号、「取得後全部効率的に利用できるか」については、営農計画書の内容及び事務局による現地確認の結果耕作されていることが確認されたため、支障ありません。</p> <p>第2号については、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人のみが対象となります。</p> <p>第3号については、信託の引き受けにより権利が取得される場合のみが該当となります。</p> <p>第4号、「権利を取得しようとする者またはその世帯員等が農作業に常時従事するかどうか」については、申請者が年間200日、父が150日、祖父が200日農作業に従事するので支障ありません。</p> <p>第5号については、転貸等の場合に該当となります。例えば裏作で誰かに貸し付けたりする場合等に審査に該当します。</p> <p>第6号、「周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保」についてですが、これは農業者が協力して水利管理をしている地域で、水利調整を無視するような農業を行う場合や、無農薬栽培をしている地域で、それを事実上困難にするような場合等、周辺の農地の耕作に対して影響を与える場合が該当しますが、本案件は耕作状況が現状と変わらず野菜の栽培をするため支障ありません。</p>
--	--

	議長	<p>議案第1号についての説明は以上です。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>農地法5条では、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の農地を住宅や駐車場等農地以外のものに転用する目的で、所有権等の土地の権利の設定・移転をする場合には、農業委員会を經由して都道府県知事の許可が必要となっています。</p> <p>転用の許可については、立地基準と一般基準があり、その両方の基準に合っているかどうか審査のポイントになります。基準の内容については、お手元の表の農地転用フロー図をご覧ください。</p> <p>それでは、議案第2号の19番の案件について説明します。場所につきましては、3ページの地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、地図左上の岩崎橋から東に約200mの位置に所在し、登記地目は田・現況地目は雑種地で面積は434㎡です。</p> <p>申請者は、名古屋市名東区で建築工事業を営んでおり、主な活動拠点を日進市としております。</p> <p>現在、資材を名東区の事務所の空きスペースと建材店の貸しスペースに保管しており、足場についてはその都度レンタルして対応している状況です。</p> <p>資材を置く十分なスペースを確保できないため、新たな資材置場を探していたところ、申請地の所有者より使用承諾を得ることができた為、申請地を選定したものになります。</p> <p>まず、立地基準である農地法第5条第2項第1号の農地区</p>

		<p>分について、第3種農地であり、第3種農地は原則転用許可であるので、立地基準は支障ありません。</p> <p>続いて、一般基準については、農地法第5条第2項の第3号から第6号です。</p> <p>第3号の農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められるかについては、資力については自己資金で土地の購入及び造成をします。</p> <p>また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和5年11月15日から令和5年12月25日までに完了する計画とされています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、建築資材を置く資材置場としての事業目的の実現に適正な面積規模と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障がない計画となっております。なお、排水は、自然浸透及び南西の側溝に流す計画で、周辺農地に対する影響のない計画となっております。</p> <p>第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。</p> <p>第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上から、一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、20番の案件について説明します。場所につきましては4ページの地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、荒川工業団から北に約265mの位置に所在し、登記地目、現況地目は畑で面積は2筆合計で161㎡です。灰色で塗りつぶしている箇所が一体利用する住宅建設地であり農地ではありません。</p> <p>申請者は、現在妻と子供2人の4人で東郷町の賃貸住宅に居住しております。</p> <p>現在の住居では手狭なため、申請地の隣接地に住宅の建築</p>
--	--	---

	議長	<p>を計画しました。</p> <p>申請地の隣接地に、住宅の建築を予定していますが、所有する車の駐車スペースなどを確保することが出来ない為に、やむを得ず隣地である申請地を選定したことになります。</p> <p>まず、立地基準である農地法第5条第2項第1号の農地区分について、第3種農地であり、第3種農地は原則転用許可であるので、立地基準は支障ありません。</p> <p>続いて、一般基準については、農地法第5条第2項の第3号から第6号です。</p> <p>第3号の「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められるか」について、資力については銀行からの借入金で土地の購入及び造成をします。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和5年12月1日から令和6年4月30日までに完了する計画とされています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、日進市開発等事業に関する手続条例の手続きと都市計画法の許可申請がされています。</p> <p>計画面積の妥当性については、目的の実現に適正な面積規模と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障がない計画となっております。</p> <p>なお、排水については、周囲をコンクリートブロックで囲う計画のため周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>第5号について、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかについては、申請地に農用地利用集積計画と農用地区域を定める計画がないので、支障はありません。</p> <p>第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>以上から、一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
--	----	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農業振興地域制度」とは、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進するための制度です。</p> <p>この制度では、都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたものです。そこで策定されたものが「日進市農業振興地域整備計画」であります。</p> <p>この計画では、将来を見通して、農用地等として利用すべき区域である農用地区域、一般的に「農振農用地」や「青地農地」と言われる区域を設定しており、原則としてこの区域を対象に各種農業施策を集中的に実施し、優良農地である農用地区域内農地の整備と保全を図り、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整を行うため、農業振興地域整備計画の定期的な見直しを進めるとともに、その見直しの中で、農用地区域の設定要件に該当する農用地等については、積極的に農用地区域への編入を図り、長期的に優良農用地として保全、利用を推進するといったものです。</p> <p>次に、今回見直しに至った経緯についてですが、「農業振興地域の整備に関する法律」において、社会情勢の変化に適切に対応するよう「概ね5年毎」に基礎調査を行うこととされております。そのため、前回平成28年度に行った基礎調査から6年が経過した昨年度、令和4年度に基礎調査を実施しました。なお、同法において、基礎調査の結果により、遅滞なく「農業振興地域整備計画」を変更しなければならないとされているため、今年度計画の見直しに至ったものです。</p> <p>議案書の2ページにも記載させていただきましたが、「農業</p>
--	----------------------	--

		<p>振興地域の整備に関する法律施行規則」により、市町村が計画を定めようとする又は変更しようとするとき、市長は、農業委員会の意見を聴くものとしてされているため、今回議題とさせていただきます。(以降、変更箇所の解説)</p>
議長		<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。</p>
委員		<p>今回、農用地への編入があるが、今までは青地でなかったのか、何か作っていたのか。</p>
事務局		<p>青地ではありません。場所によっては耕作しており、地権者の同意を得て、編入としています。</p>
委員		<p>除外も同意を得ているのか。</p>
事務局		<p>除外は同意を取っていません。計画変更の基本方針に該当する土地について除外の対象としています。</p>
委員		<p>三本木町の農地が編入されているが、土地改良をしており、農用地でないのはなぜか。</p>
事務局		<p>分かりませんが、過去に除外されて、目的が達成されなかった可能性もあります。</p>
委員		<p>パイプラインは入っているか。</p>
事務局		<p>入っていません。</p>
委員		<p>16ページ、固有名詞が記載されている法人とそうでない法人があるが、理由はあるか。</p>
事務局		<p>当初から入っており、今回の変更はありません。特別な理由はありません。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長		<p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「日進市農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明おねがいします。</p>
事務局		<p>(事務局から説明 ※新規就農案件のみ)</p>
議長		<p>議案第4号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。なお、推進委員については、総会に</p>

		<p>において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べる事ができるとされております。推進委員の皆様には、第4号議案について意見等がありましたら発言をお願いいたします。</p> <p>5ページの計画には地図がついていない。 更新の案件はつけていない。更新は件数が多く、地図の添付は昨年度から省かせていただいている。</p> <p>10ページの方の説明はないのか。 新規就農の方に絞って説明しております。</p> <p>10ページの方の農地だが、過去に耕作放棄地となっていた。年齢も高齢で大丈夫か。 借受人は高齢だが、世帯だと3名の世帯員がおり、支障はないと判断した。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第4号「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。 (専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 8件 専決2号 5条届出 8件 専決3号 18条通知 3件</p> <p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。 (その他について一括で報告) ・認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取下げについて 1件 ・公共転用届について 3件</p> <p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p>
	委員 事務局	
	委員 事務局 委員	
	事務局	
	議長	
	議長	
	事務局	
	議長	
	事務局	
	議長	

	<p>事務局 議長</p> <p>(16:05)</p>	<p>ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。</p> <p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。</p> <p>・来月の農業委員会 10月26日(木) 午後3時 本庁舎4階第1会議室</p> <p>それでは、これもちまして、令和5年第9回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>
--	----------------------------------	---